

スイスへ進出している事業主の皆さまへ

2012年3月1日に、日本・スイス間の社会保障協定が発効します。
これにより、日本とスイスの社会保障制度の二重加入が解消されます。

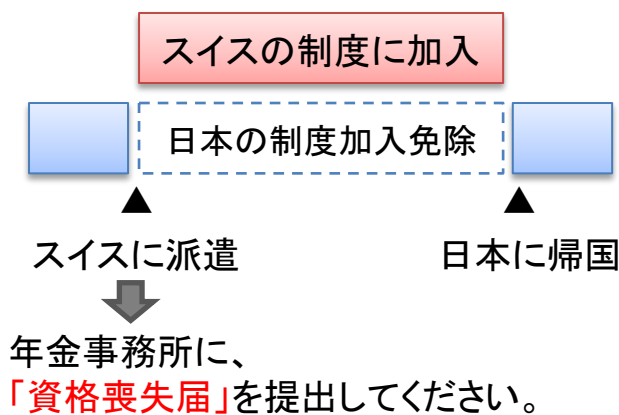


○スイスに派遣した従業員は、日本とスイスの社会保障制度のうちいずれか一方の制度に加入することになります。

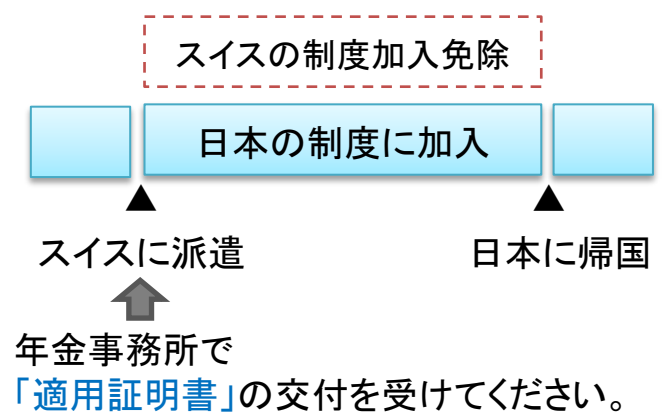
○対象となる制度は、年金制度および医療保険制度です。

※スイスの年金制度および雇用保険制度は一体的に適用されるため、スイスの年金制度加入が免除されるとスイスの雇用保険制度加入も免除されることとなります。

〈5年を超えると見込まれる派遣の場合〉
派遣先の国(スイス)の制度のみに加入



〈5年を超えないと見込まれる派遣の場合〉
派遣元の国(日本)の制度のみに加入



⚠️ ご注意ください

◆5年を超えないと見込まれる派遣で、スイスの社会保障制度加入の免除には、「適用証明書」の交付を受けることが必要です。年金事務所で早めに申請を行ってください。

◆スイスの医療保険制度加入の免除には、スイスの事業主が、適用証明書の写しを州の疾病保険当局に提出する必要があります。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。
日本年金機構のホームページから各種申請書入手することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

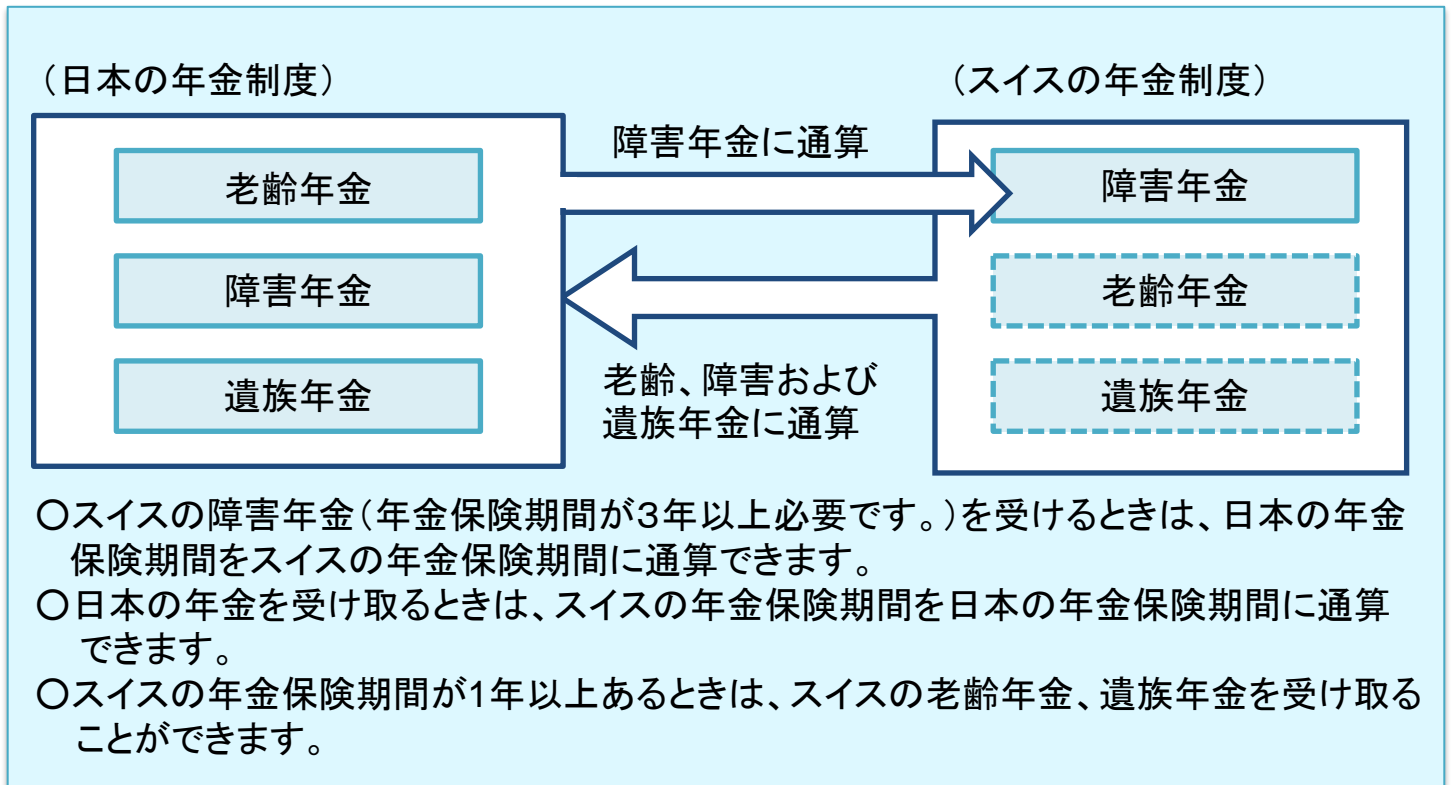
社会保障協定 日本年金機構

検索



スイスの年金制度に加入したことのある皆さまへ

2012年3月1日に、日本・スイス間の社会保障協定が発効します。
これにより、日本とスイスの年金保険期間の通算が可能になります。



スイスの年金は、日本で申請して、日本で受け取れるようになります。

申請の受付	日本の年金事務所で、スイスの年金の申請ができます。 スイスの年金の申請は、受給権発生の5～6ヶ月前からできます。
年金の支払	月1回銀行送金により支払われます。 支払いは、スイスフラン建てで行われ、日本円に換算して振り込まれます。

※ スイスの年金制度

- 老齢年金は、男性65歳、女性64歳から受け取ることができます。
- スイス国外に居住する方は、スイスの年金が少額の場合は一時金で支払われる場合があります。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。
日本年金機構のホームページから各種申請書を手取することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

検索